

練馬区アスベスト飛散防止条例

平成 17 年 12 月 16 日

条 例 第 9 2 号

練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則

平成 17 年 12 月 28 日

規 則 第 1 7 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）
- 第 2 章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止（第 7 条 - 第 9 条）
- 第 3 章 解体等工事におけるアスベストの飛散防止（第 10 条 - 第 16 条）
- 第 4 章 雑則（第 17 条 - 第 19 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、アスベストの飛散防止について、練馬区（以下「区」という。）建築物等の所有者等および解体等工事の施工者の責務を明らかにするとともに、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、区民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することを目的とする。

（令 3 条例 7 ・ 一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

アスベスト 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 項の石綿をいう。

建築物等 土地に定着する工作物のうち、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

解体等工事 法第 18 条の 15 第 1 項に規定する解体等工事をいう。

アスベスト含有材 法第 2 条第 11 項に規定する特定建築材料をいう。

吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）第 10 条の 2 に規定する吹付け石綿ならびに石綿を含有する断熱材、保温材および

（趣旨）

第 1 条 この規則は、練馬区アスベスト飛散防止条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 92 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

（建築物等）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する工作物は、つぎに掲げるものとする。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に定める建築物

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条に定める工作物

鉄道および軌道の線路敷地内の運転保安に
関する施設ならびに跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設

前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

耐火被覆材をいう。

特定建築物 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、病院等の用に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物で、規則で定めるものをいう。

延べ床面積 建築物等の床面積の合計または水平投影面積をいう。

関係住民 解体等工事を施工する建築物等の敷地境界線から当該建築物等の高さの2倍に等しい水平距離の範囲内において、居住し、事業を営み、または公共施設を管理する者をいう。

(平30条例10・令3条例7・令6条例7・一部改正)

(区の責務)

第3条 区は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改造および補修(以下「改修」という。)ならびに解体時における管理の基準を定め、アスベストの飛散防止のための施策を実施しなければならない。

2 区は、区民に対しアスベストの適正な取扱いおよびアスベストによる健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

3 区は、建築物等の所有者または占有者(以下「所有者等」という。)が行うアスベストの飛散防止のための措置に対して必要な支援を行うものとする。

(令6条例7・一部改正)

(所有者等の責務)

第4条 建築物等の所有者等は、所有し、または占有する建築物等におけるアスベスト含有材の使用の有無を把握し、その建築物等にアスベスト含

(特定建築物)

第4条 条例第2条第6号に規定する規則で定める建築物は、つぎの各号のいずれかに掲げる用途に供される建築物で、平成9年3月31日までに竣工されたものとする。

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館または遊技場

店舗または事務所

学校(研修所を含む。)

ホテルまたは旅館

病院または診療所

社会福祉施設

運動施設

公衆浴場

工場

駅舎

自動車または自転車の駐車のための施設(住宅に付属するものを除く。)

(令3規則52・旧第6条線上・旧第5条線上・一部改正、令6規則14・一部改正)

有材が使用されている場合においては、アスベストの飛散防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 建築物等の所有者等は、区が実施する施策に協力しなければならない。

(工事施工者の責務)

第5条 解体等工事の元請業者(法第18条の15第1項に規定する元請業者をいう。以下同じ。)自主施工者(同条第4項に規定する自主施工者をいう。以下同じ。)および下請負人(法第18条の16第2項に規定する下請負人をいう。以下同じ。)は、区民の健康に係る被害を防止するため、アスベストの飛散防止のための措置を講じなければならない。

- 2 解体等工事の元請業者、自主施工者および下請負人は、区が実施する施策に協力しなければならない。

(令3条例7・一部改正)

(台帳の整備)

第6条 区長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講じることができるよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関する台帳を整備するものとする。

第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止

(特定建築物の所有者等が行う調査等)

第7条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用または利用に供する部分に露出した吹付け材が使用されている場合には、規則で定めるところにより、当該吹付け材が吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材であるかどうかについて調査し、その結果を速やかに区長に届け出なければならない。

(台帳)

第5条 条例第6条に規定する台帳に記載する事項は、つぎに掲げるとおりとする。

- 建築物等の所在地、規模、構造および用途
- 建築物等の所有者および管理者の住所および氏名
- 建築物等に使用されている吹付けアスベスト等の種類および措置の方法
- 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第7条繰上・旧第6条繰上)

(特定建築物の所有者等が行う調査等)

第6条 条例第7条の規定による調査は、使用されている吹付け材がつぎに掲げる吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材であるかどうかを目視、設計図書等による調査または工事施工業者への照会等により確認するものとする。

- 吹付けアスベスト
- アスベスト含有吹付けロックウール
- アスベスト含有ひる石吹付け材
- アスベスト含有パーライト吹付け材

- 2 前項に規定する方法により、使用されている吹付け材が同項各号に該当するか確認ができないときは、成分の分析を行うこととする。ただし、当該吹付け材を前項各号に掲げる吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材とみなして、条例第8条第1項の規定に基づく措置を

(特定建築物の所有者等がとるべき措置等)

第8条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用または利用に供する部分に露出した吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材が使用されている場合には、除去、封じ込めまたは囲い込みの措置を講じなければならない。

2 特定建築物の所有者等は、前項に規定する措置を講じるときは、規則で定めるところにより当該措置の計画を区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第9条 区長は、特定建築物の所有者等が前2条の規定に違反していると認めるときは、その特定建築物の所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

第3章 解体等工事におけるアスベストの飛散防止

(令3条例7・改称)

(事前調査結果の掲示)

第10条 解体等工事の元請業者または自主施工者は、法第18条の15第5項の規定による掲示をするときは、規則で定めるところにより掲示しなければならない。

(令3条例7・全改)

(特定工事の発注者等の配慮)

第11条 特定工事(法第2条第12項に規定する特定工事をいう。以下同じ。)の発注者(法第18条の15第1項に規定する発注者をいう。以下同じ。)は、当該特定工事の元請業者に対して、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、次条に定める作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

講じる場合には、この限りでない。

3 条例第7条に規定する調査の結果の届出は、吹付けアスベスト等調査届(第1号様式)によるものとする。

(令3規則52・旧第8条線上・旧第7条線上・一部改正)

(特定建築物の所有者等がとるべき措置等)

第7条 条例第8条第2項に規定する措置の計画の届出は、吹付けアスベスト等措置計画届(第2号様式)によるものとする。

(令3規則52・旧第9条線上・旧第8条線上)

(事前調査結果の掲示)

第8条 条例第10条に規定する掲示は、建築物等の敷地の道路に接する部分(当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に、地面から掲示物の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように行わなければならない。

2 解体等工事の元請業者または自主施工者は、風雨等のために容易に破損し、または倒壊しない方法で前項の掲示を行うとともに、記載事項が当該解体等工事の期間中不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

(令3規則52・追加・旧第9条線上)

2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部または一部（特定粉じん排出等作業（法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。）を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を他の者に請け負わせるときおよび下請負人が当該特定工事の全部または一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

（令3条例7・追加）

（作業基準の遵守）

第12条 特定工事の元請業者もしくは下請負人または自主施工者は、規則で定める作業基準を遵守しなければならない。

（令3条例7・旧第11条繰下・一部改正）

（標識の設置等）

第13条 つぎに掲げる特定工事を施工する元請業者または自主施工者は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の4第2号に規定する掲示板（以下「標識」という。）を設置するときは、当該特定工事の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、当該特定工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

法第18条の17第1項に規定する届出対象特定工事（以下「届出対象特定工事」という。）

つぎのいずれかに該当する特定工事（前号に掲げるものを除く。）

ア 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの

イ 建築物を改修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。ウにおいて同じ。）の合計額が規則で定める額以上であるもの

ウ 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）に掲げるものに限る。）を解体し、または改修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が規則で定める額以上であるもの

（作業基準）

第9条 条例第12条に規定する規則で定める作業基準は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「省令」という。）別表第7に規定する事項および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第123条第2項に規定する遵守事項とする。

（平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第10条繰上・一部改正）

（標識の設置等）

第10条 条例第13条に規定する標識（以下「標識」という。）は、省令第16条の4第2号口に掲げる事項のほか、解体等工事の実施の期間を表示するものとする。

2 第8条の規定は、標識の設置について準用する。

3 条例第13条第1項第2号イおよびウに規定する規則で定める額は、20,000,000円とする。

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事の元請業者または自主施工者は、当該特定工事を開始する前に、同項の標識を設置しなければならない。

3 前2項に定めるところにより第1項の標識を設置した元請業者または自主施工者は、規則で定めるところにより、区長へ報告しなければならない。

(平26条例10・令3条例7・令6条例7・一部改正)

(住民説明会の開催等)

第14条 届出対象特定工事で、延べ床面積が500平方メートル以上のものを施工する元請業者または自主施工者は、規則で定めるところにより、説明会その他の方法により関係住民に説明しなければならない。ただし、当該届出対象特定工事における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みの作業の箇所が局所であって、当該作業を規則で定める方法により行うときは、この限りでない。

4 条例第13条第3項に規定する報告は、同条第1項に規定する特定工事の開始の日の5日前までに、標識設置報告書(第3号様式)により行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項ただし書の場合における同条第3項に規定する報告は、標識設置報告書により速やかに行うものとする。

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第12条繰上・旧第11条繰上・一部改正、令6規則14・一部改正)

(住民説明会の開催等)

第11条 条例第14条第1項の規定により関係住民に説明すべき事項は、つぎに掲げる事項とする。

条例第14条第1項に規定する届出対象特定工事(以下「住民説明対象工事」という。)の対象となる建築物等の規模、構造および敷地内における位置

住民説明対象工事の対象となる建築物等の部分における吹付けアスベスト等の種類およびその使用箇所

吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込み(以下「除去等」という。)の措置および飛散防止の方法

吹付けアスベスト等の除去等の措置および飛散防止のための作業の実施期間および作業時間

アスベストの飛散状況の監視方法

吹付けアスベスト等の除去等の措置および飛散防止のための作業に係る資材の搬入経路、廃材の搬出経路および工事車両の通行経路

住民説明対象工事の元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名および連絡場所

下請負人が吹付けアスベスト等の除去等の措置および飛散防止のための作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名および連絡場所

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項に規定する関係住民への説明の方法は、つぎに掲げる方法とする。

説明会の開催

戸別訪問

工事説明資料の戸別配布

2 前項に規定する届出対象特定工事の元請業者または自主施工者は、同項の規定により説明を行ったときは、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(平 26 条例 10・平 30 条例 40・令 3 条例 7・一部改正)

(測定等の指示)

第 15 条 区長は、解体等工事において、必要があると認めるときは、当該解体等工事の元請業者または自主施工者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示することができる。

2 前項の規定により測定等の指示を受けた者は、規則で定めるところによりその結果を区長に報告しなければならない。

前 3 号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法

3 住民説明対象工事の元請業者または自主施工者は、前項第 1 号に規定する説明会(以下「説明会」という。)を開催しようとするときは、当該説明会の開催日の 5 日前までに、関係住民に周知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、住民説明対象工事の元請業者または自主施工者は、条例第 13 条第 1 項ただし書の場合において説明会を開催しようとするときは、当該説明会を開催する前に、関係住民に周知しなければならない。

5 条例第 14 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める方法は、つぎに掲げる方法とする。

作業箇所を局所的に隔離するためにグローブバッグを使用して吹付けアスベスト等の除去等の作業を行う方法

前号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法

6 条例第 14 条第 2 項に規定する報告は、住民説明対象工事の開始の日の 2 日前までに、住民説明実施報告書(第 4 号様式)により行うものとする。ただし、第 2 項第 3 号に掲げる方法により説明を行ったときは、当該説明を終了した日から 3 日を経過した日以後で、かつ、住民説明対象工事の開始の日の 2 日前までに当該報告を行わなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、条例第 13 条第 1 項ただし書の場合において条例第 14 条第 1 項の規定により説明を行ったときは、同条第 2 項に規定する報告は、住民説明実施報告書により速やかに行うものとする。

(平 30 規則 86・全改、令 3 規則 52・旧第 13 条繰上・旧第 12 条繰上・一部改正)

(測定等)

第 12 条 条例第 15 条第 1 項に規定する測定等の方法は、つぎの各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める方法とする。

大気中におけるアスベストの濃度 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都規則第 34 号)別表第 13 の 1 の項に規定する監視の方法

建築材料に含まれるアスベストの含有率 建材中の石綿含有率の分析方法について(平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通知)に定める分析方法

2 条例第 15 条第 2 項に規定する測定等の結果の報告は、アスベスト濃度測定等結果報告書(第 5 号様式)に必要な図書を添えて行うものとする。

(令3条例7・令6条例7・一部改正)

(改善勧告)

第16条 区長は、解体等工事の元請業者、自主施工者または下請負人が、第10条、第12条から第14条までまたは前条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

(平26条例10・一部改正、令3条例7・旧第18条線上・旧第17条線上・一部改正)

第4章 雑則

(立入検査等)

第17条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築物の所有者等もしくは解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者もしくは下請負人に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指示もしくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平26条例10・一部改正、令3条例7・旧第19条線上・旧第18条線上・一部改正)

(公表)

第18条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

第9条または第16条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

特定建築物の所有者等または解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者もしくは下請負人が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとする

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第14条線上・旧第13条線上、令6規則14・一部改正)

(立入検査を行う職員の身分証明書)

第13条 条例第17条第2項の規定により立入検査を行う職員が携帯する証明書は、第6号様式によるほか、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式の例によるものとする。

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第15条線上・一部改正、令5規則20・一部改正)

(公表)

第14条 条例第18条第1項に規定する公表の内容は、つぎに掲げる事項とする。

特定建築物の所有者等または解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者もしくは下請負人の氏名および住所

公表の原因となった行為の内容

2 前項の公表は、練馬区公告式条例(昭和25年9月練馬区条例第46号)で定める掲示場への掲示その他の方法により行う。

3 条例第18条第2項に規定する弁明の機会の付

ときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(平 26 条例 10・一部改正、令 3 条例 7・旧第 20 条繰上・旧第 19 条繰上・一部改正)

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(令 3 条例 7・旧第 21 条繰上・旧第 20 条繰上)

付 則

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に既に着手している建築物等の解体工事等については、第 3 章の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日から平成 18 年 1 月 14 日までの間に着手する建築物等の解体工事等についての第 12 条、第 13 条(第 17 条において準用する場合を含む。)および第 16 条の規定の適用については、これらの規定中「解体工事等の開始の日」の 14 日前」とあるのは、「解体工事等の開始の日」とする。

付 則(平成 26 年 3 月条例第 10 号)

- 1 この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。

(平成 26 年 5 月規則第 61 号で、平成 26 年 6 月 1 日から施行)

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第 12 条および第 16 条の規定による届出がされた解体工事等

与については、練馬区行政手続条例(平成 7 年 3 月練馬区条例第 2 号)および聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年 9 月練馬区規則第 65 号)の定めるところに準拠する。

(平 26 規則 62・一部改正、令 3 規則 52・旧第 16 条繰上・一部改正)

(届出書等の提出部数)

第 15 条 条例の規定による届出および報告(条例第 17 条第 1 項の規定による報告を除く。)は、届出書および報告書の正本にその写し 1 通を添えてしなければならない。

2 2 以上の特定建築物についての条例の規定による届出は、当該 2 以上の特定建築物が同一の工場または事業場に設置されている場合に限り、1 の届出書によって行うことができる。

3 2 以上の建築物等の解体等工事についての条例の規定による報告は、当該 2 以上の建築物等の解体等工事が同一の工場または事業場において行われる場合に限り、1 の報告書によって行うことができる。

(平 30 規則 12・追加、令 3 規則 52・旧第 17 条繰上・一部改正)

(委任)

第 16 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

(平 30 規則 12・旧第 17 条繰下、令 3 規則 52・旧第 18 条繰上)

付 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 5 月規則第 62 号)

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

については、この条例による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例(以下「新条例」という。)第9条の2、第12条および第16条の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の日前にした行為に対する新条例第18条および第20条の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成30年3月条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年10月条例第40号)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
2 この条例による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に練馬区アスベスト飛散防止条例第12条に規定する届出がされた解体工事等について適用し、同日前に同条に規定する届出がされた解体工事等については、なお従前の例による。

付 則 (令和3年3月条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定ならびに付則第4項および第5項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例(以下「3年新条例」という。)第5条、第10条から第16条までおよび第18条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して14日を経過する日以後に着手する解体等工事(第1条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第12条第1項もしくは第2項の規定による届出がされた解体等工事または同条第3項の規定により当該届出を要しないこととされた解体等工事であって、同日前に着手していないもの(以下「届出がされた未着手の工事」という。)を除く。)について適用し、同日前に着手した解体等工事(届出がされた未着手の工事を含む。)については、なお従前の例による。

- 3 3年新条例第17条および第19条の規定は、施行日以後にした行為(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を除く。)について適用し、施行日前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為については、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例(以下「4年新条例」という。)第13条第3項の規定は、付則第1項ただし書に規

付 則 (平成30年3月規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月規則第86号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定ならびに付則第5項および第6項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条、第11条、第12条および第14条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して14日を経過する日以後に着手する解体等工事(第1条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第11条の規定による届出がされた解体等工事(練馬区アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例(令和3年3月練馬区条例第7号)第1条による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第12条第3項の規定により当該届出を要しないこととされた解体等工事を含む。)であって、同日前に着手していないもの(以下「届出がされた未着手の工事」という。)を除く。)について適用し、同日前に着手した解体等工事(届出がされた未着手の工事を含む。)については、なお従前の例による。

- 3 新規則第16条の規定は、施行日以後にした行為(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を除く。)について適用し、施行日前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、第1条の規定による改正

定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に着手する解体等工事（第2条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第16条第1項または第2項の規定による届出がされた解体等工事を除く。）について適用する。

- 5 4年新条例第16条および第18条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

付 則（令和6年3月条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条第1項および第13条第1項の改正規定ならびに次項の規定は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例第13条第1項の規定（同項ただし書の規定を除く。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に着手する特定工事について適用し、同日前に着手した特定工事については、なお従前の例による。

前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

- 5 第2条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第10条第3項および第4項の規定は、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に着手する解体等工事（第2条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第14条の規定による届出がされた解体等工事を除く。）について適用する。

- 6 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、第2条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和5年3月規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年3月規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第10条および第3号様式の改正規定ならびに次項の規定は、令和6年7月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第10条第3項および第3号様式の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に着手する特定工事について適用し、同日前に着手した特定工事については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

（令3規則52・全改・一部改正）

第2号様式（第7条関係）

（令3規則52・全改・一部改正）

第3号様式（第10条関係）

（令3規則52・全改、令6規則14・一部改正）

第4号様式（第11条関係）

（令3規則52・全改・一部改正）

第5号様式（第12条関係）

（平26規則62・全改、令3規則52・令6規則14・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（平26規則62・全改、令3規則52・一部改正）